番号	１０
項目	特別支援学級担任の妊娠判明時（本人申請時）には、当該教職員の業務を軽減すること。

（回答）

妊娠中の教職員につきましては、母性保護の観点から医師等の指導に基づく校務分担の見直し等の措置又は通勤緩和による勤務時間の短縮のほか、テレワーク制度による在宅勤務等の活用により母性健康管理の措置を適切に行うよう各校園長に通知しております。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	１１
項目	障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された職員の業務を軽減すること。

（回答）

勤務の軽減措置につきましては、各校種の定数事情及び予算上の問題からみて非常に困難な状況でございます。各学校園において、校務分掌の変更など、必要に応じて適切な措置を行っていただいているものと考えております。

なお、医師の診断書に基づき病気休暇を取得することとなり、講師の配置要件を満たす場合については、学校園からの報告に基づき、講師の配置を行っているところであります。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当

番号	１２
項目	心理的負担が大きくストレスの高い状態が続く医療的ケア担当教職員に対し、休憩時間を必ず確保すること。

（回答）

労働基準法において、休憩時間につきましては勤務時間が６時間を超える場合は 45 分を、８時間を超える場合は 1 時間を労働時間の途中に付与しなければならないと規定されております。

休憩時間については、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。

また、設定された休憩時間を変更する場合は、システムに反映させることになっており、管理職が把握できるようにしております。

今後とも、研修や校長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得について、周知に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	１３
項目	通級による指導担当教員の多忙な勤務実態を把握し、労働条件を改善すること。

（回答）

通級指導教室の担当教員については、普通学級の担当教員と同様に国の標準定数法に基づき、配置を行っているところです。

通級担当教員の配置については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	１４
項目	感覚過敏や嚥下の困難さなど、食に関する配慮の必要な子どもに対する支援が適切かつ安全に行われるよう労働条件の改善を行うこと。

（回答）

教育委員会としましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい種別に応じた適切な学級設置に努めております。加えて、各学校の状況を把握するとともに、一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう特別支援教育サポーターを配置し、校内における支援体制の充実に努めております。

各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　指導部 インクルーシブ教育推進担当 教育委員会事務局 保健体育担当（給食）

番号	１６
項目	特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。

（回答）

障がいが重度・多様化していることをふまえ、今後も各学校の状況を把握するとともに、校内指導体制等を考慮し、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めてまいります。また、制度等の改善につきましても本市全体の動向を注視しながら、関係課と連携し適切に対応してまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	１７
項目	特別支援教育コーディネーターの相談業務等による超過勤務実態を改善する事。

（回答）

特別支援教育コーディネーターは、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や学校、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育推進の重要な役割を担っているものと認識しております。教育委員会としましては、学校に対して校内支援体制づくりのための相談・研修を実施し、特別支援教育コーディネーターのみならず学校全体で特別支援教育の推進が図れるよう努めているところです。

なお、教育職員の勤務時間管理につきましては、平成 31 年１月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、本市におきましても、令和２年３月に「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、各学校園において時間外勤務の適切な把握に向けた取組を進めるとともに、令和５年５月には「第２期　学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、時間外勤務の縮減に向けた様々な取組も併せて進めているところです。

引き続きプランや規則等を踏まえ、教職員の時間外勤務の縮減に向け、各学校園において適正な労働時間の管理に向けた取組を進めてまいります。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局　指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	１８
項目	特別支援学級担任および通級による指導担当に、全国では実施されている「給料の調整額」を支給すること。

（回答）

特別支援学級担任および通級指導教室担当者に対する給料の調整額につきましては、養護学級（現在の特別支援学級）に在籍する児童・生徒に対する教育は学校全体、教職員全体で取り組まれており、養護学級担当教員の勤務条件のみが著しく特殊であるとは言い難く、これに対して給料の調整額を支給することは他の教員との均衡を欠くものであるという判断のもと、平成 21 年３月 31 日をもって廃止しております。

今後も引き続き、本市人事委員会からの勧告及び報告の内容を十分踏まえ、他都市の状況等を考慮しつつ、適切に対応してまいります。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当